

国道6号（いわき市錦町地内）で特殊車両通行許可についての 指導取締りを実施します

特殊車両通行許可とは、道路法及び車両制限令で一定の大きさや重さを超える車両の通行を原則として禁止している車両に、道路管理者が認めたときに限りその通行を許可している制度です。

一方、無許可車両による道路構造への悪影響や重大事故の多発などの問題が発生しているため、所轄警察署との協力により、道路の保全や交通事故などの危険防止、及び運送事業者等への適正な通行許可制度の認識をもたせることを目的として指導取締りを実施するものです。

1. 日 時 平成24年 1月25日（水） 14時00分～16時00分
※ただし、雨天時は中止する場合があります。
2. 場 所 国道6号 いわき市錦町蒲田地内（勿来車両検測所） … 裏面参照
3. 参加機関 いわき南警察署、磐城国道事務所

（過去の実施状況）



・特殊車両通行許可証の内容を確認



・車両の寸法を測定し、違反がないか確認

発表記者會等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課
福島建設工業新聞

< 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所

TEL 0246-23-2211（代表）

副 所 長 藤崎 哲也（内線205）

管理課長 窪 敏秀（内線431）

特殊車両指導取締 実施案内図



- ・ 指導取締を取材される方は、**勿来車両検測所**に直接お越し下さい。